

吹田市多胎児家庭サポート事業において

できること・できないこと

- ◆ すべての支援は、**対象のお子さまと保護者がいる中**で行います。
- ◆ 家事支援及び育児支援は、原則として、**室内で日常的に行うもの**が対象となり、非日常的(一時的)なものは支援の対象外となります。
- ◆ 家事支援を行っている際の多胎児の見守りはご家族が行ってください。

家事支援	○できる(例)	×できない(例)	備考
①食事の準備・後片付け 	・調理(下ごしらえ、味付け) ・配膳 ・片付け ・テーブル拭き	・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・来客の応接(飲物や食事の手配等) ・対象児の離乳食作り	日常的に保護者が担っている範囲で、同居家族分も支援対象とします。
②衣類の洗濯	・洗濯機を回す ・洗濯物を干す、取り込む、たたむ ・タンス等への片付け ・アイロンがけ	・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等) ・大量のアイロンがけ	日常的に保護者が担っている範囲で、同居家族分も支援対象とします。
③居室等の掃除・整理整頓 	・リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、床拭き程度) ・新聞や雑誌等の簡易な片付け ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 ・玄関、ベランダの簡易な掃除	・ガスコンロ、シンク、エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸、窓等の掃除 ・年末等の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室のカビ取り ・庭の掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) ・大型家具の移動を伴う掃除 ・衣替え	
④生活必需品の買い物	・近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物	・出産祝いのお返しの買い物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買い物	購入にかかる費用は利用者負担になります。(立替払い不可)
⑤その他	・布団干し、シーツ交換	・銀行への振込み、引き出し等 ・市役所等への代理手続き等 ・自家用車の給油、洗車、清掃 ・ペットの世話 ・家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等) ・自営業の手伝い ・クリーニング店への受渡し ・ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け	

育児支援	○できる(例)	×できない(例)	備考
⑥授乳・食事の 援助 	・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片づけ ・対象児の食事（ミルク）の介助		
⑦おむつ交換の 援助 	・おむつ交換	・布おむつの洗濯(手洗い)	
⑧沐浴の援助	・ベビーバスの用意、片づけ ・対象児の沐浴の介助、着替え	・風呂場での入浴	

◆ 外出支援は、保護者の同伴が必要です。また、自宅からサポーターが同行する場合、利用者が運転する自家用車への同乗はできませんので、移動には徒歩や公共交通機関、タクシーを利用してください。

外出支援	○できる(例)	×できない(例)	備考
① 外出の援助 	・健診、通院及び療育等の同行 ※1 ※2 ・公園などの同行 ・保育所等の通所施設への送迎 同行 ・銀行や役所など社会生活上不可欠な外出同行	・保護者の同伴なしの外出同行 ・冠婚葬祭等の同行 ・兄弟姉妹の健診、通院及び療育等以外の同行 ・サポーターの乗用車に同乗しての外出	同行等で外出する場合のサポーターの交通費は利用者負担になります。（立替払い不可。）

※1 自宅から同行する場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。なお、吹田市内の医療機関であれば、サポーターとの現地待ち合わせ可能

※2 兄弟姉妹の健診等の外出同行可能。